議案第48号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年さいたま市条例第263号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 [略]

- 2 「略]
- 3 前2項の規定の適用については、第1号又は第 2号のいずれかに該当する建築物にあっては別表 第2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたもの をもって同欄に掲げる数値とし、第1号及び第2 号のいずれにも該当する建築物又は第3号に該当 する建築物にあっては同表ウ欄に掲げる数値に1 0分の2を加えたものをもって同欄に掲げる数値 とする。
 - (1) 防火地域(法第53条第1項第2号から第4 号までの規定により建蔽率の限度が10分の8 とされている地域を除く。) 内にあるアに該当 する建築物又は準防火地域内にあるア若しくは イのいずれかに該当する建築物(土呂駅周辺地 区地区整備計画区域、東大宮駅周辺地区地区整 備計画区域(C地区に限る。)及び南浦和駅西

改正前

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 [略]

- 2 「略]
- 3 前2項の規定の適用については、第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては別表第2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とし、第1号及び第2号のいずれにも該当する建築物又は第3号に該当する建築物(南浦和駅西口地区地区整備計画区域内の建築物を除く。)にあっては同表ウ欄に掲げる数値に10分の2を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。
 - (1) 法第53条第1項第2号から第4号までの規 定により建蔽率の限度が10分の8とされてい る地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築 物

口地区地区整備計画区域内の建築物を除く。)

- ア 耐火建築物等
- イ 準耐火建築物等
- (2) [略]
- (3) 防火地域(法第53条第1項第2号から第4 号までの規定により建蔽率の限度が10分の8 とされている地域に限る。) 内にある耐火建築 物等
- 4 前項の規定は、次に掲げる区域又は地区内の建築物については、適用しない。

(1)~(6) 「略]

(7) 二ツ宮団地地区地区整備計画区域

- 5 「略]
- 6 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合に おいて、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物 等であるときは、その敷地は、全て防火地域内に あるものとみなして、第3項第1号又は第3号の 規定を適用する。
- 7 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防 火地域以外の区域とにわたる場合において、その 敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火 建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火 地域内にあるものとみなして、第3項第1号の規 定を適用する。

別表第1(第3条、第9条関係)

項	名称	区域
$1 \sim$	[略]	
6 7		
68	地区地区整	都市計画法第20条第1項 の規定により告示された二 ツ宮団地地区地区計画の区 域のうち、地区整備計画が 定められた区域

(2) [略]

- (3) 法第53条第1項第2号から第4号までの規 定により建蔽率の限度が10分の8とされてい る地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築 物
- 4 前項の規定は、次に掲げる区域又は地区内の建築物については、適用しない。

(1)~(6) 「略]

- 5 「略]
- 6 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合に おいて、その敷地内の建築物の全部が<u>耐火建築物</u> であるときは、その敷地は、<u>すべて</u>防火地域内に あるものとみなして、第3項第1号又は第3号の 規定を適用する。

別表第1 (第3条、第9条関係)

項	名称	区域
1~	[略]	
6 7		

別表第2に次のように加える。

68 二ツ宮団地地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	工	オ	カ
A地	次に掲げる用途に供する		10分	(1) 建築物の外壁等から隣地境	1 2 0	9メー
区 (二	建築物以外の建築物		の6	界線までの距離 1メートル	平方メ	トル
ツ宮団	(1) 住宅(3戸以上の			(2) 建築物の2階以上の部分の	ートル	
地地区	長屋を除く。)			外壁等から二ツ宮団地地区地		
計画の	(2) 診療所併用住宅			区計画の地区整備計画図に表		
地区整	(3) 自治会館			示する壁面の位置の制限 a (
備計画	(4) 前各号の建築物に			当該境界線が敷地の北側に存		
図に表	附属するもの(令第			するものに限る。)までの距		

示する A 地いう。)	130条の5に規定するものを除く。)		離 2メートル (3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある次にある次に距離にある次は、野区は建築物でではない。ではない。ではない。では、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点ので		
区ツ地計地備図示Bを)B(宮地画区計にす地い地二団区の整画表る区う	次建 (1) (2) (3) (4) 1供か用こる計ルくアイ ウ エ	10分 の6	(1) 果線 は は は は が は が が が が が が が が が が が が が	120 平方ル	

区ツ地計地備図示Cを、田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	食。、はをあ力5の教のる芸め工用で合口の)る物4老児こをに第定)るの(建管ラ)を食。、はをあ力5の教のる芸め工用で合口の)る物4老児こをに第定)るの、後輩では計りに習問れ、特製ト原場そのト名表号必11にとを変える。これを屋子用で合口の学、こ設美をア(る、がツ限別9上第号社生に。各するお外にを家治動場で等力にといる。第二次のでは、1000年をでは、1000年をでは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年ででは、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では	10分 の6	(1) 建築物の外壁等から隣地境界線までの距離 1メーのの上ででは、 アを壁等から二ツ宮団地地区を開いまででは、 の地区整備計画図にまででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	120 平 トル	9メートル

	の高さが2.3メートル以下であるもの イ 建築物に附属する物置その他これらに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------	--

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項及び第6項の改正並びに同項の次に1項を加える改正は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。